

非上場株式の発行会社への譲渡

税理士法人 山田&パートナーズ 法人・資産税第2部 大塚 勇作

【問い】 私が所有する財産のほとんどは、私が経営する会社の株式（非上場株式）です。私に相続が発生した場合には、その株式を後継者である息子に譲るつもりです。その際、相続税の納税財源を捻出するため、息子が相続した株式を発行会社に譲渡してはどうかと検討しています。相続により取得した非上場株式を発行会社に譲渡した場合の課税関係について教えてください。

【答え】 非上場株式をその発行会社に譲渡した場合には、原則として、みなし配当課税と譲渡所得課税が生じます。ただし、相続により取得した株式を相続のあった日の翌日から三年十カ月以内に発行会社に譲渡した場合には、みなし配当課税は適用されず、その部分に係る金額も含めて譲渡所得として課税されます。また、同様の期間内に譲渡した場合には、譲渡所得の計算上、取得費加算の特例を適用することができます。

一、非上場株式を発行会社に譲渡した場合

個人がその保有する株式をその発行会社に譲渡（会社側では金庫株の取得）し、金銭等の対価を受けた場合には、原則として、その対価の額と、発行会社のその株式に対応する資本等の金額との差額は、「みなし配当」として配当所得課税が行われます。また、その資本等の金額と取得費と

の差額について、株式等の譲渡所得として譲渡所得税が課税されます。

二、相続により取得した非上場株式を譲渡した場合

（一）取扱い

相続により非上場株式を取得した相続人が、その相続した株式を発行会社に譲渡した場合には、上記一のみなし配当課税は適用されません。譲渡した株式の対価の額と、被相続人から引き継いだ取得費との差額について、譲渡所得税が課税されます。

（二）適用要件

譲渡する個人は、相続または遺贈により財産を取得した者であること。譲渡する時期が、その相続の開始があった日の翌日から三年十カ月以内であること。

その非上場株式は、相続税額に係る課税価額の計算の基礎に算入されたものであること。

（三）適用時期

平成十六年四月一日以後に相続または遺贈により取得した非上場株式を同日以後に譲渡する場合に適用されます。

三、取得費加算の特例

（一）特例の内容（譲渡資産が土地等以外のケース）

相続または遺贈により取得した財産を譲渡した場合には、その人に課された相続税額のうち、譲渡した資産に対

応する部分の金額、次の算式で計算した金額）をその資産の取得費に加算して譲渡所得を計算することができます。

【算式】

取得費に加算する相続税額 $A \times B \div C$

A：その人の相続税額

B：その人の相続税額に係る課税価額のうち譲渡資産に係る部分の価額

C：その人の相続税額に係る課税価額

（二）適用要件

相続税の課税価格の計算に算入された資産で、相続の開始のあった日の翌日から三年十カ月以内に譲渡されたものであること。すなわち、上記一、（二）と同様です。

四、留意点

通常、非上場株式を発行会社に譲渡した場合は、譲渡益の大半が配当とみなされ、総合課税となるため最高で五〇％（配当所得控除後四三・六％）の所得税及び住民税が課税されます。

これに対し、相続により取得した株式を譲渡した場合には、みなし配当とされる部分も譲渡所得として課税されるため、所得税住民税の合計税額は二〇％（所得税一五％、住民税五％）に軽減されます。さらに、相続税の取得費加算の特例が適用できるため、譲渡所得税および住民税が圧縮されます。

ただし、時価の二分の一未満での譲渡は、みなし譲渡として課税されますので、譲渡価額を決定する際には、注意が必要です。（完）